



島根県報

平成24年2月24日（金）

第2,369号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の定款変更の認可	（農 村 整 備 課）	2
漁業災害補償法の規定による同意	（水 産 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（2件）	（中 小 企 業 課）	2
車両制限令の規定による道路の指定（2件）	（道 路 維 持 課）	4

【公 告】

地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地の指定	（農 村 整 備 課）	5
労働関係調整法の規定による争議行為を行う旨の通知の公表	（雇 用 政 策 課）	6

告 示

島根県告示第98号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、出雲市布崎土地改良区の定款変更を平成24年2月15日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年2月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第99号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成24年2月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 加入区の名称

恵曇・御津加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区のうち魚瀬・秋鹿連絡所を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表3の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

2 (1) 加入区の名称

大田市加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち久手出張所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表7の項漁業の区分欄7に掲げる漁業の区分

島根県告示第100号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成24年2月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

松江片倉フィラチャー 松江市東朝日町151番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

片倉工業株式会社 取締役社長 竹内 彰雄 東京都中央区明石町6-4

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 東京都中央区銀座1丁目19番7号

(変更後) 東京都中央区明石町6-4

(4) 変更の年月日

平成23年10月17日

2 届出年月日

平成24年2月8日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部産業振興課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第101号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成24年2月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

松江片倉フィラチャー 松江市東朝日町151番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

片倉工業株式会社 取締役社長 竹内 彰雄 東京都中央区明石町6-4

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 岩本 謙三

(変更後) 取締役社長 竹内 彰雄

(4) 変更の年月日

平成21年 3月27日

2 届出年月日

平成24年 2月14日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部産業振興課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第102号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

平成24年 2月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間	備 考
一般国道	485号	松江市西尾町643番1から同市矢田町505番1まで	松江だんだん道路
県 道	吉田掛合インター線	雲南市吉田町吉田4314番8から同4771番1まで	

2 指定期日

平成24年 3月24日

島根県告示第103号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

平成24年 2月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間	備 考
一般国道	485号	松江市西尾町643番1から同市矢田町505番1まで	松江だんだん道路

県道	吉田掛合インター線	雲南市吉田町吉田4314番8から同4771番1まで	
----	-----------	---------------------------	--

2 指定期日

平成24年3月24日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項の規定において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営土地改良事業大原地区（日向工区）において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成24年2月24日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 従前の土地の表示

(1) 地積を特に減じて換地を定める土地

所在	地番	地目	地積（平方メートル）	特に減ずる地積（平方メートル）	摘要
雲南市大東町上久野	880-1	田	2,382	0.14	
雲南市大東町上久野	815-6	田	1,374	316.32	
雲南市大東町上久野	895-3	宅地	275.96	118.53	
雲南市大東町上久野	905-1	田	4,222	541.43	
雲南市大東町上久野	907-1	田	1,868	324.25	
雲南市大東町上久野	1730-3	山林	26	13.73	
雲南市大東町上久野	1654-3	山林	1,017	230.49	
雲南市大東町上久野	894-1	田	2,505	86.12	
雲南市大東町上久野	881-1	田	2,064	166.87	
雲南市大東町上久野	882-1	田	830	154.89	
雲南市大東町上久野	895-1	宅地	551.03	38.73	
雲南市大東町上久野	895-7	宅地	2,175	19.02	
雲南市大東町上久野	906	田	854	0.13	
雲南市大東町上久野	913-7	畑	86	74.78	
雲南市大東町上久野	918-1	田	2,004	84.59	
雲南市大東町上久野	918-4	田	1,707	203.10	
雲南市大東町上久野	932-1	田	1,241	131.34	
雲南市大東町上久野	932-5	田	1,589	454.64	
雲南市大東町上久野	815-4	田	2,387	263.96	
雲南市大東町上久野	933-1	雑種地	1,468	305.58	
雲南市大東町上久野	933-3	田	321	76.84	

(2) 換地を定めない土地

所在	地番	地目	地積（平方メートル）	摘要
----	----	----	------------	----

雲南市大東町上久野	816-3	原野	61.41	
雲南市大東町上久野	884-1	畑	185.34	
雲南市大東町上久野	884-2	雑種地	15.04	
雲南市大東町上久野	915-1	雑種地	29.33	
雲南市大東町上久野	915-2	雑種地	13.30	
雲南市大東町上久野	816-4	雑種地	83.48	

2 指定年月日

平成24年 2 月 1 日

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、島根県医療労働組合連合会から、賃金等に関して次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成24年 2 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 争議行為をなす日時及び場所

日時 平成24年 3 月 15 日から問題解決までの間

場所 次の各施設において、島根県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場

安来第一病院、松江赤十字病院、松江赤十字乳児院、松江生協病院、松江生協リハビリ病院、松江生協東出雲診療所、斐川生協病院、出雲市民病院、出雲リハビリテーション病院、大曲診療所、塩冶歯科診療所、石東病院、西川病院、益田赤十字病院及び関連施設

2 争議行為の概要

あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は並行して行う。